令和元年度 芦屋市生活困窮者 自立支援制度に関する 事業実績報告書(案)

令和2年11月 芦屋市

目 次

| Ι | | 自立相談支援事業等(必須事業)の実績・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 1 |
|----|---|--|----|
| | 1 | 相談実績⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯ | 2 |
| | | (1) 自立相談支援事業の相談分析・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 2 |
| | 2 | 支援実績・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 7 |
| | | (1) 相談支援······ | |
| | | (2) 自立相談支援事業による就労支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | |
| | 3 | ····· | |
| | | (1) 成果···································· | |
| | | | |
| ΙI | | 就労準備支援事業(任意事業)の実績・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 6 |
| | 1 | 支援実績・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 6 |
| | 2 | 社会資源の開拓···································· | 8 |
| | 3 | 対象者の状態像に対応できる支援メニューの多様化について・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 | ٤١ |
| | | | |
| | 4 | | |
| | 5 | ····· | |
| | | (1) 成果 | |
| | | (2) 課題 | |
| ΙI | I | 地域まなびの場支援事業(任意事業)の実績・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 22 |
| | 1 | 支援実績···································· | 22 |
| | | (1) 学習支援···································· | 22 |
| | | (2) 子どもの居場所「ひみつきち」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | |
| | | (3) 養育支援 | |
| | 2 | ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,, | |
| | | (1) 成果 | |
| | | (2) 課題 | 26 |

| IV | 偛 | 別事例とその地域課題···································· | 27 |
|----|----|---|----|
| | 事例 | ┃1 『社会的孤立・中高齢のひきこもりの家族への支援』・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 27 |
| | 事例 |]2『就労準備支援事業利用事例』・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 29 |
| ٧ | 事 | · 「業推進体制···································· | 31 |
| | 1 | 芦屋市生活困窮者自立支援推進協議会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 31 |
| | 2 | 総合相談連絡会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 32 |
| | 3 | 事例検討会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 33 |
| | 4 | 阪神 7 市·篠山市生活困窮者自立支援制度担当者会···································· | 33 |
| | 5 | 総合相談窓口の関係図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 34 |
| ۷I | 7 | ··の他······· | 35 |
| | 1 | 広報啓発・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 35 |
| | 2 | 近隣市との情報交換会等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 35 |
| | 3 | 職員研修・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 36 |
| | 4 | 視察対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 36 |
| ۷I | Ⅰ参 | 考資料 · · · · · · · · · · · · · · · · · · · | 37 |
| | 1 | 生活困窮者自立支援推進協議会設置要綱・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 37 |
| | 2 | 令和元年度 芦屋市生活困窮者自立支援推進協議会委員名簿 · · · · · · · · · · · · · · · · · · · | 39 |
| | 3 | つながるあしや、福祉なんでも相談 総合相談窓口・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 40 |

I 自立相談支援事業等(必須事業)の実績

<事業の概要>

芦屋市の自立相談支援事業は社会福祉法人芦屋市社会福祉協議会(以下、社協)が芦屋市から委託を受けて実施しています。窓口等での相談の取りこぼしがないよう、総合相談窓口を担当している社協職員9名で相談員連絡会を開催し、資質向上に努め、生活上の様々な困りごとや不安を抱える人に対し、専門の相談員が解決策や生活再建案を一緒に考え、自立に向けた支援を行いました。

令和2年3月以降,新型コロナウイルス感染症拡大の影響により外出自粛すべき事態となり,収入減少・離職に関する相談が増え,生活困窮状態になる世帯が増加したため,「生活福祉資金緊急小口資金新型コロナウイルス感染症拡大特例貸付」・「総合支援資金新型コロナウイルス感染症拡大特例貸付」及び「住居確保給付金」を活用した支援を実施しました。社協では生活福祉資金貸付事業と生活困窮者自立相談支援事業を同じ相談支援係で所管しているため,生活福祉資金の貸付を「世帯自立の手段の一つ」としてとらえ,貸付を入り口とした相談を生活困窮者支援に結びつけやすいというメリットがあります。

生活困窮者自立相談支援事業担当者がメインケースワーカーとなって本人支援をすることにより,窓口が一本化され,家計改善支援,就労支援,世帯自立支援を一体的に提供できる体制があり,相談初期に生活福祉資金貸付以外に,フードバンクや債務整理の提案,弁護士の紹介など様々な支援を提供することができました。

「生活福祉資金」及び「住居確保給付金」において制度改正が複数回あり、対象者を大幅に広げた結果、従来はあまり相談に結びつくことがなかった個人事業主やフリーランスなどの職種の方からの相談が多くありました。また、不安定な雇用である方からは、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による解雇や雇止め等の相談が多数寄せられました。生活福祉資金貸付や住居確保給付金は一時的な支援策であり、常態的な経済困窮者に対しては根本的な解決とならないことが多いため、制度利用の終了とともに関係が切れてしまないよう、継続的に支援する必要があります。また、制度を利用しても生活が再建できない対象者については、債務整理等も含めた生活再建策を提案し、継続的に支援を行う必要があると考えています。

地域共生社会を目指して、断らない相談、参加支援、地域づくりを実現するため多機関と協働する仕組みを、地域発信型ネットワークの中の地域ケアシステム検討委員会でモデル的に実施しました。

また、日々の相談支援の取組に対して、厚生労働省が実施する事業「専門職によるコンサルタントサービス」に申込み、本市が提示した課題を基に、具体的な支援の方針や支援策について助言をいただくことができました。本人支援に係るプラン作成において、早期の段階での作成やスモールステップで目標を明確にしていくことなどのアドバイスをいただき、今後取り組んでいきたいと考えます。

庁内ネットワークについては、生活困窮者自立相談支援制度に関する意見交換会を実施し、庁内連携 の確認と互いの役割について理解を深めることができ、顔の見える関係づくりに努めました。

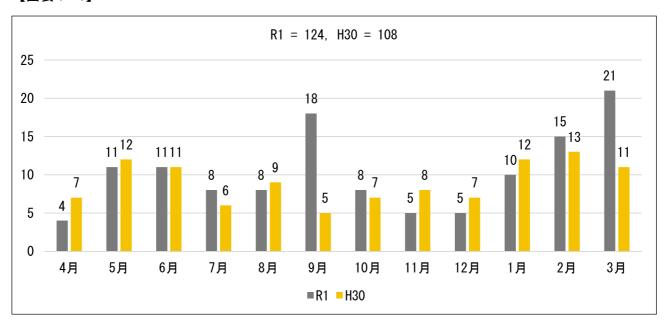
次頁以降にその内容を示しています。

1 相談実績

(1) 自立相談支援事業の相談分析

ア 月別相談件数の推移

【図表 1-1】



【図表 1-2】

| | 4 月 | 5 月 | 6 月 | 7 月 | 8 月 | 9 月 | 10 月 | 11 月 | 12 月 | 1 月 | 2 月 | 3 月 | 年間 合計 |
|------------------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|---------|---------|---------|--------|--------|--------|-------|
| 新規相談受付件数 (本人未特定を含む) | 4 | 11 | 11 | 8 | 8 | 18 | 8 | 5 | 5 | 10 | 15 | 21 | 124 |

イ 性別・年代別

【図表 1-3】

| | 男性 | 51 |
|----|----|----|
| 性別 | 女性 | 69 |
| | 不明 | 4 |

【図表1-4】

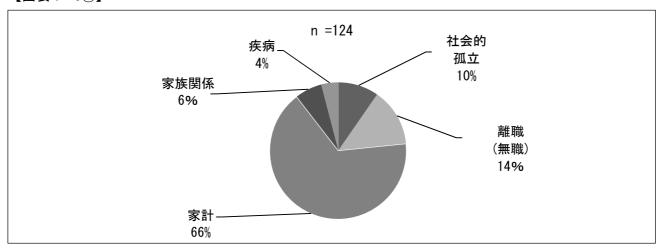
| | ~10 代 | 0 |
|-----|---------|----|
| | 20代 | 5 |
| | 30 代 | 18 |
| 年代 | 40 代 | 19 |
| #10 | 50 代 | 22 |
| | 60~64 歳 | 13 |
| | 65 歳~ | 35 |
| | 不明 | 12 |
| · | | |

相談件数は昨年度と比較して若干増加しており、相談者の年齢は50代と65歳以上が多く、中高齢者の方が増えています。また、高齢者の就労に関する相談が増えています。2月以降は新型コロナウイルス感染症拡大の影響による収入減少に関する相談が増加しました。

関係機関から紹介されたケースや電話相談では、性別や年代を聞くことができない場合があり、 不明に分類しています。

ウ 主な困りごと種別

【図表 1-5①】



【図表 1-5②】

困りごとの詳細(複数回答があるため、相談者数とは合致しません。)

| 項目 | 件数 |
|------------------|----|
| 病気や健康、障がいのこと | 37 |
| 住まいについて | 47 |
| 収入・生活費のこと | 85 |
| 家賃やローンの支払いのこと | 40 |
| 税金や公共料金等の支払いについて | 18 |
| 債務について | 17 |
| 仕事探し、就職について | 36 |
| 仕事上の不安やトラブル | 4 |
| 地域との関係について | 3 |
| 家族との関係について | 26 |
| 子育てのこと | 7 |
| 介護のこと | 4 |
| ひきこもり・不登校 | 12 |
| DV·虐待 | 4 |
| 食べるものがない | 4 |
| その他 | 12 |

全相談件数に対して約3倍の困りごとがあり、ひとりの相談者が複数の困りごとを抱えていることが分かります。課題が複雑になると解決まで長期間の支援になることがあります。

【図表 1-6 年代別の状況】

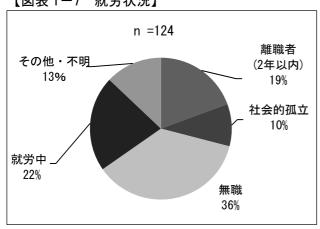
| 年代 困りごと | 20代 | 30代 | 40 代 | 50代 | 60~64 歳 | 65 歳以上 | 不明 | 合計 | H30 |
|---------|-----|-----|------|-----|---------|--------|----|-----|-----|
| 社会的孤立 | 0 | 3 | 2 | 1 | 2 | 2 | 2 | 12 | 12 |
| 離職(無職) | 2 | 4 | 4 | 2 | 3 | 2 | 0 | 17 | 16 |
| 家計 | 2 | 9 | 11 | 19 | 8 | 25 | 8 | 82 | 65 |
| 家族関係 | 1 | 1 | 1 | 0 | 0 | 4 | 1 | 8 | 7 |
| 疾病 | 0 | 1 | 1 | 0 | 0 | 2 | 1 | 5 | 8 |
| 合計 | 5 | 18 | 19 | 22 | 13 | 35 | 12 | 124 | 108 |

全相談件数に対して家計に関する相談件数が増加しています。新型コロナウイルス感染症拡大の 影響による就労中の人の「収入減少」に関する相談が増えた傾向にあります。

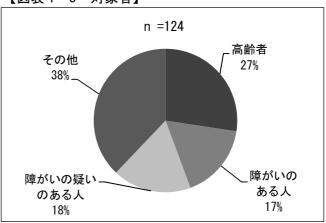
特に、「家計」の相談では所持金が数百円など緊急支援を要するケースや慢性的な赤字家計のため収入を増やし、支出を減らす必要があるケースが増加傾向にあります。

エ 就労状況・対象者

【図表 1-7 就労状況】



【図表 1-8 対象者】



【図表 1-9 就労状況・対象者】

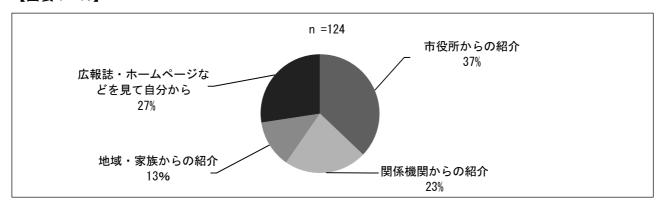
| 対象者 就労状況 | 高齢者 | 障がいのある人 | 障がいの 疑いのある人 | その他 | 合計 | H30 |
|------------------|-----|---------|----------------|-----|-----|-----|
| 離職者(2年以内) | 0 | 8 | 7 | 9 | 24 | 29 |
| 社会的孤立 (ひきこもり) | 3 | 1 | 4 | 4 | 12 | 38 |
| 無職 | 27 | 6 | 3 | 9 | 45 | |
| 就労中 | 2 | 3 | 5 | 17 | 27 | 29 |
| その他・不明 | 2 | 3 | 3 | 8 | 16 | 12 |
| 合計 | 34 | 21 | 22 | 47 | 124 | 108 |

非正規雇用やダブルワークなどの不安定な雇用形態で働く人々の低賃金・低所得による生活課題を抱える世帯、また収入が減っても支出の調整をすることが難しい世帯などの相談内容が増加しています。

対象者区分において「その他」に分類される人は、高齢者や障がい(疑いを含む)のある人ではないが支援を要する人であり、様々な福祉制度の対象とならない層です。また、関係機関から連絡を受け、支援介入する必要があるものの本人から連絡がない場合や支援拒否である人などが、就労状況・対象者区分ともに「その他・不明」に分類されている2件になります。介入方法や本人へのアプローチ方法を関係機関と協議する必要があります。

才 相談経路

【図表 1-10】



【図表 1-11 相談経路内訳】

| 1 | | | | | |
|---------|--|--|--|--|--|
| 件数 | (B)関係機関からの紹介 | 件数 | (C) | 総合相談窓口からの紹介 | 件数 |
| 24 | 高齢者生活支援センター | 9 | | 家族・知人 | 10 |
| 5 | 権利擁護支援センター | 4 | 地域 | 家主・家主の弁護士 | 2 |
| 4 | ケアマネジャー | 4 | 家族 | 民生委員・児童委員 | 3 |
| 3 | 若者相談センターアサガオ | 2 | ばから | 自治会長 | 1 |
| 3 | 障がい相談支援事業所 | 2 | | 小計 | 16 (9) |
| 1 | 就労継続支援事業所 | 1 | 広 | 報誌・ホームページなど | 34 (11) |
| 1 | 障がい者福祉施設 | 1 | を. | 34(11) | |
| 1 | 市議会議員 | 1 | | (C) 合計 | 50 (20) |
| 4 | 健康福祉事務所 | 1 | | | |
| 46 (45) | DV 相談室 | 1 | | | |
| | 児童相談所 | 1 | | | |
| | 他市自立相談支援機関 | 1 | | | |
| | (B) 合計 | 28 (21) | | | |
| | 件数 24 5 4 3 3 1 1 1 4 | 件数(B)関係機関からの紹介24高齢者生活支援センター5権利擁護支援センター4ケアマネジャー3若者相談センターアサガオ3障がい相談支援事業所1就労継続支援事業所1障がい者福祉施設1市議会議員4健康福祉事務所46(45)DV 相談室児童相談所他市自立相談支援機関 | 件数 (B)関係機関からの紹介 件数 24 高齢者生活支援センター 9 5 権利擁護支援センター 4 4 ケアマネジャー 4 3 潜者相談センターアサガオ 2 3 障がい相談支援事業所 1 1 障がい者福祉施設 1 1 市議会議員 1 4 健康福祉事務所 1 46(45) DV 相談室 1 児童相談所 1 他市自立相談支援機関 1 | 件数 (B)関係機関からの紹介 件数 (C) を 24 高齢者生活支援センター 9 5 権利擁護支援センター 4 4 ケアマネジャー 4 3 潜者相談センターアサガオ 2 1 院がい相談支援事業所 1 1 障がい者福祉施設 1 1 市議会議員 1 4 健康福祉事務所 1 46(45) DV 相談室 1 児童相談所 1 他市自立相談支援機関 1 | 件数 (B)関係機関からの紹介 件数 (C)総合相談窓口からの紹介 24 高齢者生活支援センター 9 家族・知人 5 権利擁護支援センター 4 地域・家主・家主の弁護士程・家族から 3 若者相談センターアサガオ 2 民生委員・児童委員自治会長 3 障がい相談支援事業所 1 広報誌・ホームページなどを見て自分から 1 障がい者福祉施設 1 (C)合計 4 健康福祉事務所 1 4 健康福祉事務所 1 4 伊童相談所 1 児童相談所 1 他市自立相談支援機関 1 |

※各項目合計()内の値:平成30年度実績

昨年度に比べ多様な関係機関からの紹介が増えました。事業内容や制度の周知, 個別ケース支援 を通して自立相談支援事業への理解が深まったことが考えられます。また、相談者自ら相談窓口に つながることも増えました。支援を通じて新たな生活課題が起こったときの相談先として認識して いることが伺えます。

権利擁護支援センターからの紹介は、主に高齢者虐待の養護者支援ケースであり、年々増加しています。高齢者生活支援センターが把握している、高齢者世帯にいるひきこもりがちな家族へ早期にアプローチし、高齢者虐待を未然に防ぐ積極的な働きかけが必要だと考えます。

【図表 1-12 主な困りごと種別の相談経路】

| | 困りごと | | 会的 | | 推職 ₹職) | 家 | 計 | | :族 係 | 疾 | 病 | 合 | 計 | Н | 30 |
|------------------|-------------------|-------------------------|----|-----------------------|-----------|-------------------------|----|-------------------------|----------|-------------------------|----|-------------------------|--------|-------------------------|----|
| 相談経路 | 全数 | 内 滞納 ・ 負債 有 | 全数 | 内 滞 ・ 負 有 | 全数 | 内 滞納 ・ 負債 有 | 全数 | 内 滞納 ・ 負債 有 | 全数 | 内 滞納 ・ 負債 有 | 全数 | 内 滞納 ・ 負債 有 | 全 数 | 内 滞納 • 負債 有 | |
| (A) 市役所 からの紹介 | | 3 | 0 | 4 | 4 | 33 | 21 | 4 | 0 | 2 | 1 | 46 | 26 | 45 | 15 |
| | (B) 関係機関 からの紹介 | | 0 | 6 | 2 | 18 | 5 | 0 | 0 | 1 | 0 | 28 | 7 | 21 | 2 |
| (C)総合相談 | 地域・家族 からの紹介 | 5 | 0 | 3 | 0 | 6 | 5 | 2 | 0 | 0 | 0 | 16 | 5 | 9 | 3 |
| 窓口からの名 | 自分から (広報誌等) | 1 | 0 | 4 | 1 | 25 | 13 | 2 | 0 | 2 | 0 | 34 | 14 | 11 | 4 |
| (D) 不明 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 22 | 9 |
| 合計 | | 12 | 0 | 17 | 7 | 82 | 44 | 8 | 0 | 5 | 1 | 124 | 52 | 108 | 33 |

昨年度から引き続き福祉部生活援護課との連絡会議を開催し、お互いの制度理解や支援方針について協議しました。また、すべての紹介ケースについて支援状況を確認し、切れ目のない支援を行うことができました。

収納関係課との連携では、本人からの委任状に基づいた、税情報の開示により、相談初期から市税や保険料の滞納額が把握できたことで、給与の差し押さえなどの深刻な事態になる前に、生活再建のための収支計画を作成し、滞納額の分納返済を含む自立に向けた支援を展開することができました。

また、医療受診の要否の判断のために、保健センターの保健師に面談への同席を依頼し、必要に応じて市立芦屋病院へつないでもらうことができ、早期受診につながりました。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響による収入減少の相談者の中には、慢性的な家計の赤字により滞納・負債がある世帯があり、社会的な経済状況の低迷が続く場合、より深刻な困窮状態になることが予想されます。

2 支援実績

(1) 相談支援

ア 相談支援の状況

【図表 2-1 令和元年度実績】

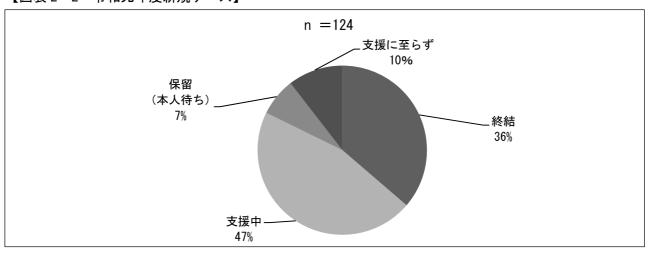
| | | | 4 月 | 5 月 | 6 月 | 7 月 | 8 月 | 9 月 | 10 月 | 11 月 | 12 月 | 1 月 | 2 月 | 3 月 | 年間 合計 | H30 |
|-----------------------|---|--------------------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|---------|---------|---------|--------|--------|--------|-------|-----|
| 新規相談 | 引相談受付件数(本人未特定を含む) | | | | 11 | 8 | 8 | 18 | 8 | 5 | 5 | 10 | 15 | 21 | 124 | 108 |
| | プラン策定前支援終了件数 (初回スクリーニング時) | | | | 2 | 3 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 2 | 3 | 7 | 22 | 33 |
| | 情 | 報提供のみで終了 | 2 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 2 | 2 | 6 | 14 | 21 |
| | 他相 | 機関へのつなぎで終了 | 0 | 0 | 1 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 1 | 1 | 6 | 7 |
| | ス・ | クリーニング判断前に中断・終了 | 1 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 5 |
| 支援決 | 定• | 確認件数(再プランを含む) | 2 | 6 | 5 | 5 | 6 | 3 | 7 | 3 | 5 | 5 | 10 | 5 | 62 | 46 |
| 1 | | 象者数 (プラン期間中の一般就労 ている) | 1 | 4 | 3 | 2 | 3 | 2 | 4 | 1 | 2 | 1 | 4 | 0 | 27 | 19 |
| | | 住居確保給付金 | 0 | 1 | 1 | 1 | 1 | 2 | 2 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 9 | 5 |
| 事法業に | • | 就労準備支援事業 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 3 |
| 等 基 利 づ く | 事 法 業 に 等 基 利 づ 用 く 援 第 法 自立相談支援事業による就 援 | | 0 | 3 | 2 | 1 | 4 | 2 | 2 | 1 | 2 | 1 | 3 | 0 | 21 | 10 |
| | | 子どもの学習・生活支援事業 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 2 | 1 |
| そ | | 生活福祉資金による貸付 | 1 | 3 | 2 | 4 | 2 | 1 | 1 | 1 | 2 | 0 | 0 | 0 | 17 | 7 |
| その他 | | 生活保護受給者等就労自立促進 事業 | 1 | 2 | 3 | 1 | 3 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 1 | 0 | 13 | 12 |
| 評価実施 | 施件 | 数(再プランを含む) | 1 | 3 | 4 | 2 | 4 | 1 | 6 | 4 | 1 | 6 | 6 | 0 | 38 | 35 |
| ≣ 亚 | 終 | 結 | 1 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 2 | 1 | 0 | 8 | 9 |
| 評 価 結 果 | 再 | プランして継続 | 0 | 2 | 3 | 2 | 4 | 1 | 6 | 3 | 0 | 4 | 5 | 0 | 30 | 24 |
| 果 | 中 | 断 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 |
| 見変ら | 変 | 化あり | 1 | 3 | 4 | 2 | 4 | 1 | 6 | 4 | 1 | 6 | 6 | 0 | 38 | 35 |
| 変れた | 変 | 化なし | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 評価実施 | 施件 | 数中就労支援対象プラン作成者分 | 1 | 1 | 1 | 0 | 3 | 1 | 3 | 1 | 0 | 5 | 3 | 0 | 19 | 21 |
| | _ 1 | 般就労開始 | 1 | 0 | 0 | 0 | 2 | 1 | 1 | 0 | 0 | 4 | 0 | 0 | 9 | 9 |
| | 就 | 労収入が増加 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 3 | 0 | 0 | 4 | 4 |

相談対応の初期段階から支援方針・支援計画を説明し、相談員と一緒に課題に取り組むことへの理解を促し、生活再建への意欲と自覚を持つように働きかけた結果、昨年度より「プラン作成件数」が増加しました。

転職を繰り返すなどの継続支援ケースでは、本人への働きかけとスモールステップで課題について一緒に考え、本人が目指す就労に結びつくことができるように支援する必要があるため、支援が長期化する傾向にあります。

イ スクリーニング状況

【図表 2-2 令和元年度新規ケース】



【図表 2-3 主な困りごと種別】

| | | 社会的孤立 | 離職(無職) | 家計 | 家族関係 | 疾病 | 合計 |
|-------------------|-----------|-------|--------|----|------|----|-----|
| | 27~30 年度* | 6 | 10 | 20 | 1 | 4 | 41 |
| 終 結 | 令和元年度 | 3 | 4 | 32 | 5 | 1 | 45 |
| | 合計 | 9 | 14 | 52 | 6 | 5 | 86 |
| ± | 27~30 年度* | 11 | 6 | 28 | 2 | 1 | 48 |
| 支 援 中 | 令和元年度 | 6 | 8 | 39 | 1 | 3 | 57 |
| T T | 合計 | 17 | 14 | 67 | 3 | 4 | 105 |
| | 27~30 年度* | 4 | 5 | 7 | 0 | 0 | 16 |
| 中断 | 令和元年度 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 合計 | 4 | 5 | 7 | 0 | 0 | 16 |
| | 27~30 年度* | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| (本人待ち) | 令和元年度 | 2 | 0 | 5 | 2 | 0 | 9 |
| 5 | 合計 | 2 | 0 | 5 | 2 | 0 | 9 |
| | 27~30 年度* | 5 | 0 | 11 | 1 | 1 | 18 |
| 至 支 ら 援 ず に | 令和元年度 | 1 | 1 | 10 | 0 | 1 | 13 |
| 9 1~ | 合計 | 6 | 0 | 13 | 1 | 2 | 31 |

^{*27~29} 年度中に終結に至らなかったケース

今年度、全ケースの見直しを行い、支援状況の確認や支援停滞ケースについて進捗確認し、ケース支援を「終結」、「中断」、「支援中」、「保留(本人待ち)」、「支援に至らず」と分類することとしました。「保留(本人待ち)」は、本人は支援継続を希望しており、本人からの連絡を待っている状況にあるケースです。また、「支援に至らず」は、関係機関から情報提供や紹介をされたケースで本人とつながらなかった場合や支援拒否のケースを含みます。

【図表 2-4 主な困りごと別の解決法】

| 解決法主な困りごと | 就労 | 家計 改善 | 他機関 つなぎ | その他 | 合計 | H30 |
|-----------|----|----------|------------|-----|----|-----|
| 社会的孤立 | 1 | 0 | 3 | 5 | 9 | 4 |
| 離職(無職) | 4 | 0 | 4 | 6 | 14 | 7 |
| 家計 | 6 | 5 | 16 | 25 | 52 | 12 |
| 家族関係 | 1 | 0 | 1 | 4 | 6 | 3 |
| 疾病 | 1 | 0 | 2 | 2 | 5 | 1 |
| 学習支援 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 合計 | 13 | 5 | 26 | 42 | 86 | 27 |

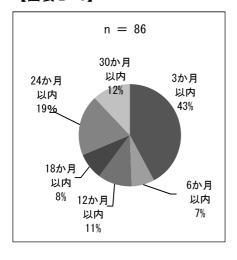
最も多い解決法は「その他」で、他市転出や情報提供のみで、本人が関係機関などへ問い合わせることにより課題が解決した場合などが含まれます。

主な困りごとが「家計」で、他機関つなぎとなったケースは、生活保護受給につながることが多いです。生活保護受給後ただちに自立相談支援事業による支援を終結するのではなく、本人が困惑しないよう、徐々に関わる回数を減らすなど、緩やかに支援を終了しています。

また、家計に課題があり総務部債権管理課などからつながったケースについて、法的整理が必要 となる場合などには権利擁護支援センターの専門相談を利用しています。その後、法テラス弁護士 による委任契約により生活再建への道筋が見えたケースがありました。

ウ 終結までの支援期間

【図表 2-5】



【図表 2-6 主な解決法の種別】

| 解決法期間 | 就労 | 家計 改善 | 他機関 つなぎ | その他 | 合計 | H30 |
|---------|----|----------|---------|-----|----|-----|
| 3か月以内 | 1 | 1 | 13 | 22 | 37 | 13 |
| 6 か月以内 | 1 | 1 | 3 | 1 | 6 | 6 |
| 12 か月以内 | 6 | 0 | 2 | 1 | 9 | 3 |
| 18 か月以内 | 2 | 2 | 0 | 3 | 7 | 2 |
| 24 か月以内 | 3 | 1 | 4 | 9 | 17 | 0 |
| 30 か月以内 | 0 | 0 | 4 | 6 | 10 | 3 |
| 合計 | 13 | 5 | 26 | 42 | 86 | 27 |

終結までの期間は、3か月以内が最も多くなっています。

全ケースの見直しを行う中で、支援の進捗を確認し、生活の安定が見られたことにより終結としたケースが多くあったことから、昨年度と比較して終結件数が増加しています。

解決法の「他機関つなぎ」のつなぎ先は、障がい者相談支援事業、福祉部生活援護課が多くなっています。

エ 福祉部生活援護課との連携

昨年度と同様、相談経路内訳では、福祉部生活援護課からの相談が最も多く、24件でした。昨年度から実施してきた生活援護課との連絡会議の中で、生活援護課からつながった全ケース及び生活援護課につないだ全ケースについて支援状況等の確認をし、漏れのない支援・途切れない支援ができるように配慮をして取り組みました。

また、事例検討会に生活援護課のケースワーカーが出席し、本人への関りについてスーパーバイザーからアドバイスを受け、支援停滞ケースへの支援方針を検討するなど、連携を深めています。

(2) 自立相談支援事業による就労支援

一般就労者数は14人(前年度9人)でした。仮に一般就労した人が生活保護制度の適用を受けていれば、約235万円の給付額となります。

また, 就労や自宅売却等による増収者数は 22 人(前年度 13 人)で, 令和 2 年 3 月末までに得た収入額は約 5, 151 万円でした。

ハローワーク西宮との連携による生活保護受給者等就労自立促進事業の利用を積極的に行いました。相談員がハローワークの職業相談場面に同席することにより、本人との関係性の構築に努めました。また、ハローワーク西宮の担当者が定例支援調整会議に出席することにより、支援内容の共有や支援方針の検討をすることができました。

(3) 自立相談支援事業における他事業との連携

ア 住居確保給付金

家賃の支払い等に関する相談は23件あり、利用実績は新規、延長を合わせて9件、うち期間中に常用就職につながったケースが2件でした。事業利用期間中に常用就職に至らなかった場合も、引き続き就労支援・生活支援を行っています。

イ 就労準備支援事業

就労準備支援事業から就労につながり、就労定着となったケースがありました。若年層の対象者の場合、社会経験不足や情報不足などから本人の中に働くことのイメージがなく、また複雑な家庭環境の場合、働こうとする本人への手助けがないことも多くあります。担当者が定期的に、

関わりを持つことにより就労意欲喚起と働くことの意味やその準備について具体的に支援することができました。

ウ 学習支援事業

家庭児童相談員などの児童福祉にかかわる関係機関に対し、利用に結びつく周知啓発を検討する必要があります。

対象となる児童が、自ら相談窓口に相談することは難しいため、関係者の中で対象となる児童とその保護者へ丁寧に働きかける必要があると考えます。

自立相談支援事業からつながった学習支援事業の利用者は1件であり、学習支援事業の周知啓 発不足が課題となっています。

(4) 他機関等との連携

今年度は芦屋市地域発信型ネットワークの中の地域ケアシステム検討委員会等において生活困窮者自立相談支援事業で関わっている社会的孤立支援ケースについて事例検討を行い、具体的な支援を実施する支援チームの結成をモデル的に施行しました。

住宅困窮要配慮者支援策を検討することを目的に、都市建設部住宅課及び宅建業協会と協議の場を設けることとし、検討を進める予定です。

【その他の機関・事業利用数】

| 機関・事業名 | 内容 | 利用数 |
|------------------------|------------------------------|-------|
| フードバンク関西による | 所持金が少なく次の収入までの食材購入費用がない場合, 食 | 13 名 |
| 食材提供 | 材提供支援を受けるもの。 | 13 12 |
| | 芦屋市地域発信型ネットワークの中で検討され事業化。家電 | |
| │生活物品等ゆずりあい │ネットワーク | 等生活に必要な物品を地域住民等の提供者から無償で譲り受 | 3名 |
| | けることができる。 | |
| 福祉を高める運動世帯 | 民生児童委員協議会と社協との共同事業。赤い羽根共同募金 | 13 世帯 |
| 経済的支援 | を財源として困窮世帯へ年2回配分金をお届けするもの。 | 13 巴市 |
| | 兵庫県社会福祉協議会実施の生活福祉資金貸付事業の中のひ | |
| 緊急小口資金等貸付 | とつ。緊急小口資金利用のため,芦屋市社協独自小口貸付を | 17 名 |
| | 合わせて利用する場合が多い。 | |

3 成果と課題

(1) 成果

ア 周知・啓発について

- ・就労準備支援事業と協働し、近隣の高校、大学へ訪問し、相談窓口や事業内容の周知に取り組みました。
- ・生活困窮者自立支援制度に関する意見交換会を実施し、庁内連携の強化に努めました。
- ・青少年愛護センターや打出教育文化センターと情報共有することができ、教育相談員連絡会議 へ参加し、児童福祉分野、教育分野の専門職とつながることができました。
- ・児童福祉分野の担当者と個別ケース支援を通じて連携することができました。
- ・総務部債権管理課,市民生活部保険課と協力し,催告書送付時に同封する相談窓口案内チラシ の作成に取り組みました。
- ・新任職員向けの研修会やケアマネジャー友の会で事業説明を行い、多分野へ周知・啓発することができました。また、民生児童委員協議会定例会や権利擁護支援者養成研修において本制度に関する研修を実施しました。
- ・全戸配布をしている「社協だより」などの広報紙に相談窓口の案内を掲載し、全市民への周知 を継続して行いました。

イ 就労支援について

- ・定例支援調整会議にハローワーク西宮の担当職員及び就労準備支援事業担当者が出席することにより、就労支援の必要性と手立てを早期に検討し、就労に関連する相談内容の支援方針とケースへの見立てを行うことができました。
- ・生活保護受給者等就労自立促進事業の利用者のうち、約半数が就労に至りました。

ウ 地域での居場所・役割について

- ・中高年齢層のひきこもりの子どもを持つ親の会「ひだまりの会 -子どもを思いやる親の会-」を立ち上げ、定例的に開催し情報交換することができました。令和2年3月以降は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、開催を中止することになりました。
- ・今年度より、総合相談連絡会に、地域まなびの場支援事業を受託している(福)山の子会も出席 し、福祉センター内の各関係機関との顔つなぎや各相談窓口に関する情報共有等を行いました。
- ・社会的孤立相談ケースの方に打出商店街内に設置された「まごのて」の協力員として地域活動に参加することを働きかけ、社会参加の一場面となりました。また、社協地域担当職員と連携を図り、担当者が同行することなく他の方と交流することができました。

エ 多機関・他機関連携について

- ・芦屋市地域発信型ネットワークの中の地域ケアシステム検討委員会においてケース検討を行い、 モデル的に支援チーム作成を検討し、個別ケース支援に役立てることができました。
- ・民生児童委員協議会との連携により生活困窮ケースへの経済的支援や日頃からの見守りができました。
- ・フードバンク関西や社協の生活物品等ゆずりあいネットワーク事業など他事業と連携すること により、支援が進みました。

(2) 課題

- ア 周知・啓発について (潜在的な相談者をどうつなぐか)
 - ・滞納や負債を抱える家計に課題がある方へ相談窓口を周知する必要があります。総務部債権管理課、市民生活部保険課と協力し、催告書送付時に相談窓口案内チラシを同封するなど周知方法の検討が課題です。
 - ・学習支援事業利用に結びつくような対象者の掘り起こしと潜在的ニーズ把握のため、児童福祉 分野・教育分野との連携、周知方法が課題です。
 - ・中高年齢層のひきこもりケースへの相談窓口がはっきりしていない現状にあり、総合相談窓口 において対応可能であることの認知度が低く、周知啓発が必要であると考えています。

イ 家計相談について (緊急支援を要する人への支援)

- ・厚生労働省が実施する事業「専門職によるコンサルタントサービス」を受け、家計相談対応時の初期段階で家計表を作成することにより、相談者本人も家計が見え、少し先の生活状況を考える足がかりとなることがわかりました。家計表作成に取り組む必要性の理解が得られにくい相談者に積極的に働きかける必要があります。
- ・最近の相談内容の傾向として、相談時の所持金が極端に少なく、緊急的支援を要するために、限られた時間の中で様々な手続きを行う必要があることから、本人、相談員ともに負担が大きいことがあります。早めの相談を周知すること、収入の範囲内での金銭管理・家計管理ができるように支援する必要があります。
- ・支援を行っている中で、キャッシュレス決済等の普及により、現金に比べ支出の管理が難しく なっている方が多く見受けられます。

ウ 地域での居場所・役割について

- ・社会的孤立、ひきこもりの相談者の中には、本人に会えないことが多く、本人の思いに沿った支援方針を立てられない場合が多くあります。親の会を立ち上げ、家族支援に取り組み始めましたが、家族の高齢化や病気などにより家族への支援が必要となることもあります。
- ・居場所機能として定例的に開催されているカフェなどがありますが、本人のタイミングで行く ことができる常時開催の居場所が少ないことが課題です。
- ・自宅売却や転居をする必要がある場合、地域との関係性が途切れてしまうことが多く、また目の前の課題解決に取り組むことで精いっぱいな状況にあるケースが多いです。転居先の地域のルールや行事を知るなど、地域になじみ、生活を維持することができるように地域住民の協力が得られるよう働き掛ける必要があります。

エ 就労支援について

・就労中の高齢者から、生活費を補うために副業やアルバイトを希望する相談が多くみられますが、年齢的に就職に結びつきにくい場合や職種が限られるなど対応が困難な場合があります。

- ・継続支援対象者の中には就労定着困難な方が一定数おり、生活基盤が安定しない課題があります。転職支援などでハローワークの職業相談窓口などを積極的に活用する必要があります。
- ・社会的孤立、ひきこもりの相談者へは、就労準備支援事業利用に至るまでの準備段階から関わる必要があり、家族以外の人とのコミュニケーションの場面を提供していく必要があります。

オ 多機関・他機関連携について

- ・地域共生社会の取り組みをすすめるためには、様々な相談部門が「自分の分野ではない相談」 を適切な相談窓口につなぐ役割を担うことが重要です。そのためにも窓口を紹介するだけではな く一歩踏み込んだ「つなぎ」をすることの重要性を専門職が認識する必要があり、また関係機関 の専門職が顔の見える関係でつながっていることも大切です。
- ・芦屋市地域発信型ネットワークなどの既存のネットワークや教育相談連絡会などとつながることにより、多分野横断課題の解決に向けた他機関連携を進める必要があります。
- ・相談者が抱える地域生活上の様々な課題を解決していくためには、行政や関係機関との連携だけでは不十分であり、ガスや電気などのライフライン業者や住宅に関連する不動産業、病院やクリニックなどの民間業者との連携の仕組みづくりが今後の課題です。

カ 個別ケース支援を通して見えた共通課題

- ・昨年度も共通課題として認識していましたが、糖尿病を持病とする人は、病識があっても自覚症状が少なく治療期間が長期に及ぶことや、医療費負担が高額であることから、医療未受診・治療中断となる人が多く、身体的に深刻な状態となるケースがあります。高額療養費制度などを利用してもなお、家計における医療費負担が重い傾向にあり、さらに、病気があるため就労状況も不安定となることから、収入が不安定であり慢性的な経済困窮状態にあります。継続的に支援を行っていますが、金銭面に関する手立てがなく根本的な赤字をどのように解消させていけば良いか、他機関も交えて支援方法を検討していく必要があります。
- ・所持金や食材が不足している等、緊急支援を要する相談があった場合は、フードバンクや住居確保給付金の活用による支援を提案しますが、限られた時間の中で様々な手続きを行う必要があり、本人、相談員ともに負担が大きい状況です。緊急支援が必要になる前に、早めに相談に結び付くような周知・啓発が必要であると考えています。
- ・令和2年3月以降,急速に広がった新型コロナウイルス感染症拡大の影響による相談者の増加に関しては、住居確保給付金などの制度を活用し支援を継続しましたが、一時的な金銭の確保を求めており、継続した支援を望まない方の相談が多く、本制度の趣旨と本人の目的との差異に相談員が困惑し、対応に苦慮する場面が多々ありました。今後の自立相談支援機関としての役割と支援方法を検討していく必要があります。

【参考】令和元年度総合相談窓口集計

| None of the latest of the late | nere december de | | | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 年間 |
|--|------------------|------------------------|---|----|----|----|-----|-----|------|------|-----|-----|-----|----|----|-----|
| | | 2019(平成31)年度 | 新規 | 24 | 32 | 19 | 31 | 20 | 25 | 23 | 12 | 19 | 15 | 15 | 70 | 305 |
| | 総 | 合相談集計 | 2回目以降 | 19 | 16 | 4 | 21 | - 6 | 12 | 15 | 6 | 8 | 15 | 4 | 12 | 138 |
| | dan. | - 11 11 11 11 11 11 11 | it+ | 43 | 48 | 23 | 52 | 26 | 37 | 38 | 18 | 27 | 30 | 19 | 82 | 443 |
| | | 面談 | | 17 | 19 | 10 | 17 | 7 | 12 | 14 | 6 | 5 | 9 | 6 | 18 | 140 |
| 新 | | 電話 | | 7 | 12 | 8 | 13 | 13 | 13 | 9 | 5 | 14 | 6 | 9 | 52 | 161 |
| 規 | ł | 出張相談 | | 0 | 1 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 4 |
| Marian Report | | メール | *************************************** | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | 面談 | | 6 | 4 | 1 | 3 | 3 | 2 | 4 | 0 | 0 | 2 | 0 | 1 | 26 |
| 2 回 | | 電話 | | 3 | 7 | 1 | 8 | 0 | 5 | 8 | 3 | 8 | 13 | 4 | 9 | 69 |
| 目 | | 訪問·同行 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| 빏 | | メール | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 降 | ŧ | 他機関との情報共有・会議 | | 10 | 5 | 2 | 10 | 3 | 5 | 2 | 3 | 0 | 0 | 0 | 2 | 42 |
| Rennementmen | memermens | 本人同席会議 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | 本人 | | 13 | 24 | 11 | 14 | 10 | 14 | 0 | 7 | 9 | 9 | 12 | 63 | 186 |
| 柜 | 3 | 家族 | | 4 | 1 | 6 | 9 | 4 | 6 | 7 | 3 | 5 | 4 | 2 | 2 | 53 |
| 談 | ŧ | 友人·知人 関係機関 | | 2 | 3 | 0 | 1 | 1 | 1 | 1 | 0 | 0 | 1 | 0 | 2 | 12 |
| 者 | Ĭ | 地域関係者(民生委員・福祉推 | 坐来 昌 わ ば) | 1 | 1 | 1 | 2 | 3 | 3 | 0 | 0 | 3 | 0 | 0 | 1 | 17 |
| | | その他 | 進安貝(40) | | | | 2 | 1 | 0 | 4 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 15 |
| Management | G THE STREET | 男 | | 9 | 9 | 10 | 13 | 9 | 1 11 | 1 11 | 3 | 8 | 0 4 | 6 | 39 | 10 |
| | 性 | 女 | | 12 | 22 | 9 | 13 | 11 | 11 | 11 | 9 | 11 | 11 | 9 | 23 | 132 |
| | 別 | 不明 | | 3 | 1 | 0 | 1 1 | 0 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 7 | 158 |
| ŀ | Ascessor | ~10代 | | 0 | 0 | 1 | 2 | 0 | 2 | 3 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 10 |
| | | 20代 | | 0 | 2 | 0 | 0 | 4 | 0 | 0 | 0 | 3 | 0 | 1 | 1 | 11 |
| | | 30ft | | 0 | 3 | 5 | 2 | 1 | 2 | 1 | 1 | 1 | 0 | 1 | 3 | 20 |
| | 年 | 40代 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 代 | 50代 | | 1 | 1 | 0 | 3 | 1 | 1 | 0 | 1 | 2 | 3 | 3 | 8 | 24 |
| | | 60~64歳 | | 1 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 6 | 9 |
| | | 65歳~ | | 9 | 11 | 5 | 12 | 5 | 10 | 9 | 5 | 3 | 8 | 4 | 11 | 92 |
| | | 不明 | | 12 | 12 | 6 | 8 | 9 | 7 | 8 | 3 | 10 | 3 | 5 | 32 | 115 |
| . | Nananana a | 高齢者 | | 18 | 17 | 6 | 18 | 7 | 13 | 13 | 7 | 4 | 9 | 6 | 1 | 119 |
| | | 障がい者 | | 2 | 4 | 3 | 4 | 5 | 5 | 1 | 2 | 4 | 1 | 2 | 2 | 35 |
| | | 身体障がい | | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 3 |
| | 対 | 知的障がい | | 0 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 3 |
| | 象 | 精神障がい 発達障がい | | 2 | 2 | 2 | 3 | 3 | 5 | 0 | 0 | 3 | 1 | 1 | 1 | 25 |
| 対 | 者区 | 児童 | | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 3 |
| 象者 | - | 離職者(離職して2年未満) | | 0 | 1 | 4 | 1 | 2 | 0 | 1 | 1 | 1 | 0 | 1 | 4 | 16 |
| 18 | | 依存症 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 1 | 2 |
| | | 無職(2年以上就労していない) | ・ひきこもり | 0 | 0 | 1 | 1 | 0 | 0 | 2 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 5 |
| | | その他 | | 4 | 9 | 5 | 5 | 6 | 7 | 4 | 2 | 8 | 4 | 6 | 61 | 121 |
| . | | 独居 | | 6 | 11 | 7 | 9 | 2 | 6 | 7 | 3 | 0 | 7 | 0 | 0 | 58 |
| | | 夫婦のみ | | 4 | 0 | 0 | 3 | 5 | 2 | 2 | 1 | 0 | 1 | 0 | 0 | 18 |
| | 世 | 二世代(母子・父子家庭以外) | | 2 | 5 | 5 | 5 | 3 | 3 | 9 | 4 | 0 | 3 | 0 | 0 | 39 |
| | 帯区 | 母子家庭・父子家庭(子は18歳: | 未満) | 0 | 2 | 0 | 1 | 0 | 3 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 8 |
| | 分 | 三世代 | | 0 | 1 | 0 | 1 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 4 |
| | | その他 | | 1 | 0 | 1 | 3 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 6 |
| | | 不明 | | 11 | 12 | 6 | 8 | 10 | 11 | 2 | 4 | 19 | 2 | 15 | 70 | 170 |
| | | 精道 | | 7 | 11 | 5 | 9 | 3 | 6 | 11 | 3 | 7 | 5 | 6 | 21 | 94 |
| | | 潮見 | | 5 | 7 | 4 | 6 | 5 | 5 | 5 | 4 | 0 | 4 | 1 | 11 | 57 |
| | 住 | 西山手 | | 1 | 3 | 2 | 6 | 3 | 3 | 3 | 1 | 1 | 1 | 3 | 9 | 36 |
| | | 東山手 | | 2 | 1 | 1 | 3 | 2 | 3 | 1 | 2 | 4 | 0 | 4 | 9 | 32 |
| | | 他市 | | 0 | 1 | 1 | 4 | 2 | 1 | 0 | 1 | 0 | 3 | 1 | 0 | 14 |
| | | 不明 | | 9 | 9 | 6 | 3 | 5 | 7 | 3 | 1 | 7 | 1 | 0 | 19 | 70 |
| | | 介護保険・福祉制度について | | 15 | 11 | 11 | 11 | 6 | 11 | 7 | 3 | 3 | 4 | 4 | 2 | 88 |
| | | 生活(衣食住の欠如)について | | 4 | 4 | 3 | 8 | 3 | 4 | 4 | 2 | 1 | 3 | 0 | 3 | 39 |
| 相 | 1 | 経済、法律問題(多重債務等) | | 3 | 3 | 1 | 6 | 1 | 4 | 1 | 3 | 6 | 1 | 4 | 56 | 89 |
| 談 | ŧ | 家族との関係について(DV・虐行 | 待) | 3 | 1 | 3 | 1 | 1 | 1 | 2 | 1 | 1 | 2 | 0 | 3 | 19 |
| 内容 | | 健康(疾患、障がい等)・病院に | ついて | 3 | 9 | 2 | 3 | 3 | 3 | 5 | 2 | 4 | 0 | 2 | 2 | 38 |
| _ | | メンタルヘルス(こころ、依存症等 | 等) | 1 | 2 | 1 | 0 | 1 | 0 | 1 | 0 | 2 | 1 | 3 | 3 | 15 |
| 重地 | | 介護予防について | | 0 | 2 | 0 | 0 | 1 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 5 |
| 複あ | | 就労について | | 1 | 5 | 4 | 2 | 2 | 3 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 5 | 23 |
| IJ |) | 役所の手続きについて | | 0 | 6 | 1 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 9 |
| ~ | _ | 社会的孤立について | | 0 | 2 | 1 | 1 | 1 | 0 | 2 | 0 | 1 | 2 | 0 | 0 | 10 |
| | | 不安・話し相手 | | 1 | 3 | 1 | 0 | 0 | 1 | 1 | 1 | 0 | 1 | 0 | 4 | 13 |
| | | その他 | | 3 | 2 | 3 | 6 | 6 | 1 | 3 | 4 | 1 | 4 | 2 | 4 | 39 |
| | | 144515111 | | 0 | 10 | 6 | 14 | 11 | 7 | 5 | 4 | 8 | 7 | 5 | 4 | 90 |
| | | 情報提供のみ | | 9 | | | | ļ | | | | | | | | |
| 対応 | | 情報提供のみ 窓口再来所(傾聴) | | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 |

II 就労準備支援事業(任意事業)の実績

<事業の概要>

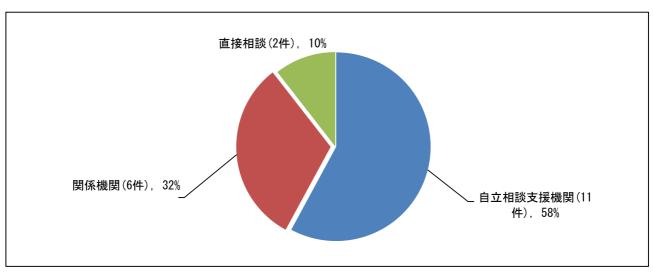
一般就労に従事する準備としての基礎能力の形成を目的として、生活リズムを整える、他者と適切なコミュニケーションを図ることができるようにするなどといった日常生活自立・社会生活自立に関する支援から、就労体験の利用の機会の提供等を行いつつ一般就労に向けた技法や知識の習得等を促すといった就労自立に関する支援までを計画的かつ一貫して提供します。

1 支援実績

【図表 1】就労準備支援事業利用者に対する支援状況(全2件)

| | 対象者(年齢 性別) | 支援期間 | 来所 面談 | 電話 メール | 自宅 訪問 | 他機関 同行等 | その他 |
|---|---------------|------|----------|-----------|----------|------------|-----|
| 1 | H29-C(20代 男性) | 8 か月 | 9 | 34 | 0 | 1 | 0 |
| 2 | R1-M(20代 男性) | 5 か月 | 5 | 16 | 0 | 7 | 0 |

【図表 2】就労準備支援事業の窓口につながった経路(全 19 件)

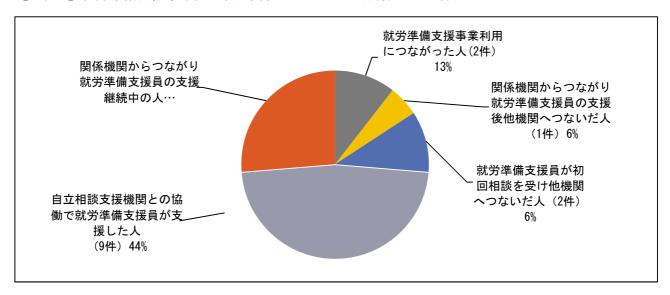


今年度は自立相談支援機関と連携を強化するため、早期から面談へ同席し対象者の掘り起こしに務めました。

昨年同様,法人職員間での連携,毎月の就業支援団体連絡会で生きがいサポートセンター阪神南と の情報共有等,関係機関との連携を行い,対象者をつないでもらいました。

さらに、就労支援の窓口において、受付シートの整備を行いスクリーニングの工夫をし、障がい者 手帳を取得する意思や障がい者枠での就職を考えている場合は、伴走型支援を行いながら、緩やかに 阪神南障害者就業・生活支援センターにつなぎました。

【図表 3】 就労準備支援事業担当者が関わったケースの分類(全 19 件)



対象者を支援につないでもらうため、新入職員向け研修会、障がい者基幹相談支援センターの内部 会議、地域活動支援センターはまゆうの茶話会等で本事業の周知を行いました。

家計や住居の課題,金銭問題など生活基盤の確保に関する相談ケースが多い中,ただちに就労準備 支援事業の利用に至るケースは少なかったですが、早期から本事業の担当者が自立相談支援事業に関 わるケースを増やすことで就労支援のニーズに向けた対応や準備につながりました。

【図表 4】就労準備支援事業未利用者への支援状況(全 17件)

| | 対象者 (年齢 性別) | 来所 面談 | 電話 メール | 自宅 訪問 | 他機関 同行等 | その他 | 備考 |
|----|----------------|----------|-----------|----------|------------|-----|------------------------------------|
| 1 | H29-M(20代 男性) | 0 | 13 | 8 | 0 | 0 | 療育手帳取得 (法人他事業と協働で支援) |
| 2 | H30-D(20代 男性) | 0 | 16 | 8 | 0 | 0 | アサガオより (支援継続中) |
| 3 | H31-Y(50代 男性) | 12 | 0 | 0 | 1 | 0 | 自立相談支援事業と協働 |
| 4 | H31-A(60代 男性) | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 自立相談支援事業と協働 |
| 5 | H31-M(70代 男性) | 13 | 0 | 0 | 0 | 0 | 自立相談支援事業と協働 |
| 6 | H31-0(30代 女性) | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 自立相談支援事業と協働 |
| 7 | R1-F(40 代 男性) | 3 | 1 | 0 | 0 | 0 | 初回面談後、障がい者相談支援事業へつないだ |
| 8 | R1-G(40代 男性) | 0 | 2 | 1 | 0 | 0 | 精道高齢者生活支援センターより(支援継 続中) |
| 9 | R1-R(40代 男性) | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 障がい者相談支援事業よりつながり、再度 障がい者相談支援事業へ |
| 10 | R1-K(40代 女性) | 2 | 1 | 0 | 0 | 0 | 自立相談支援事業と協働 |
| 11 | R1-I(20代 女性) | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 自立相談支援事業と協働 |
| 12 | R1-T(20代 女性) | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 寄ってカフェに来店 (支援継続中) |
| 13 | R1-Y(60代 男性) | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 自立相談支援事業と協働 |

| | 対象者 (年齢 性別) | 来所 面談 | 電話 メール | 自宅 訪問 | 他機関 同行等 | その他 | 備考 |
|----|---------------|----------|-----------|----------|------------|-----|-------------------------|
| 14 | R1-S(20代 男性) | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 障がい者相談支援事業より (支援継続中) |
| 15 | R1-N(40代 男性) | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 自立相談支援事業と協働 |
| 16 | R1-D(50代 男性) | 0 | 0 | 1 | 0 | 1 | 寄ってカフェに来店 (支援継続中) |
| 17 | R1-W(50 代 男性) | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 自立相談支援事業と協働 |

昨年に比べ、自立相談支援機関が実施する面談への同席や支援調整会議等への出席が増えた結果、 「自立相談支援事業と協働」で支援している件数が増加しています。

関わりの中で、利用者自身が特性に気づいたことで、支援期間中に障がい者手帳を取得し、福祉サービスを利用する就労に結びつくケースがありますが、障がい受容に時間がかかるため、支援期間が長くなっています。

2 社会資源の開拓 (阪神南障害者就業・生活支援センターとの連携による)

【図表 5】ボランティア・見学・実習 可能事業所

| | 事業所名 | 所在地 | 内容 |
|----|------------------------------|-----|-------------------|
| 1 | 株式会社ブックサプライ | 尼崎市 | 中古本・CD・DVDのピッキング等 |
| 2 | 山澤工房 | 西宮市 | スーツケースの解体 |
| 3 | あしや温泉 | 芦屋市 | 館内清掃 |
| 4 | 社会福祉法人 三田谷治療教育院 | 芦屋市 | 草花の手入れ・水やり 野菜作り |
| 5 | 就労支援カフェ CACHE-CACHE (カシュカシュ) | 芦屋市 | 喫茶作業 |
| 6 | 就労移行支援事業 ワークホームつつじ | 芦屋市 | 作業補助 |
| 7 | NPO法人 日本レスキュー協会 | 伊丹市 | 犬の世話 事務作業等 |
| 8 | ウェルネットさんだ | 三田市 | 農業体験 |
| 9 | 婦木農園 | 丹波市 | 農業体験・酪農体験(合宿も可) |
| 10 | 山村ロジスティクス | 西宮市 | 食品等のピッキング |

3 対象者の状態像に対応できる支援メニューの多様化について 【図表 6】パソコン講習(全 10 回)

| | 項目 | 内容 |
|---|----------------|--|
| 1 | 機器使用方法 | 機器の立ち上げ、利用方法等初級コースから指導。 |
| 2 | ソフト基礎学習 | Word の文書作成・表作成,Excel の表作成・数式の理解,PowerPoint 利用のプレゼン 等社会で最も必要なソフトの基礎学習。 |
| 3 | 求人の検索 職業の選択 | デスクワーク業務について、インターネットによる仕事探し等対象者の希望と能力に 近い就労対策。 |

【図表 7】グループセッション プログラム(前期・後期とも全 10 回)

| 開催月 | テーマ | 詳細 |
|-------|----------------|-------------------------------|
| 4. 10 | 就労オリエンテーション | 自己紹介~さまざまな自己紹介のかたちを体験しよう。 |
| 5. 11 | 働く意義,仕事に向き合う姿勢 | 人はなぜ働くのか?自分はなぜ働くのか考えよう。 |
| 6. 12 | 自己理解 | 障害準備性のピラミッド |
| 7. 1 | 職業選択 | 仕事の選び方、職業選択のポイント、自分に合う職業を考える。 |
| 8. 2 | 職場対人スキル | 報告・連絡・相談 |
| 9 | 問題解決スキル | トラブル、頼みごと、指示を受ける、質問する、お詫びする等。 |

^{*}コロナウイルス感染拡大のため R2.3 自粛

【図表 8】就労サロン(毎月1回)

| 目的 | 参加者が職場での体験や悩みごとなどを自由に発言し、参加者同士で体験を共有し、共に考えながら互いに支え合い、励まし合う場とする。また、参加者同士の交流によって、働く意欲が高まり、より充実した職業生活を送れるよう、本会を一歩踏み出す飛躍の場としたい。 |
|-----|---|
| 対象者 | 阪神南障害者就業・生活支援センター利用者,就労準備支援事業利用者 |
| その他 | 医師・カウンセラーを外部講師に招き、質問会を実施。 |

【図表 9】面接練習(毎月1回)

| 目的 | 利用者が求人に応募の際の面接の練習等を行う場とする。 |
|-----|----------------------------------|
| 対象者 | 阪神南障害者就業・生活支援センター利用者,就労準備支援事業利用者 |

4 周知・啓発

自立相談支援機関や本事業で支援している中高年齢層でひきこもりの状態にある人は、学齢期から何らかの生きづらさを抱えていた人が多い傾向にありました。そのことを踏まえ、就職前の高校・大学の該当者に対し、在学中から自立相談支援事業や本事業を知ってもらい、卒業後(中退含む)の支援につながることができるよう、学校に本事業を認知してもらうことを目的に、高校及び大学(市内1校、市外4校)を訪問し、進路担当者等へ事業の案内を行いました。

また、民生児童委員協議会定例会において、本事業の説明と活動報告をし、地域に対象者がいる場合につないでもらえるよう周知・啓発を行いました。

5 成果と課題

(1) 成果

ア 地域での居場所・役割について

自立相談支援機関が事務局を担っている、中高年齢層のひきこもりの子どもを持つ親の会「ひだまりの会 -子どもを思いやる親の会-」へ参加し、親が抱える悩みを聞くことができました。

また、新しい取組として、ひきこもりの状態にある人等の居場所として、令和元年 10 月に市内の地域活動支援センターの協力を得て「寄ってカフェ」を開催し、5 名の利用がありました。実施する中で、直ちに就労が困難な方やその家族の居場所としての役割を持つことができており、就労支援以外の新たなニーズの発掘ができたことから、今後の支援に活かしていきたいと考えています。

イ 周知・啓発について

自立相談支援事業担当者と近隣の高校や大学へ訪問し、学校側に本事業の対象者像や支援内容の 説明を行い、本事業を認知してもらうことに努めました。また、民生児童委員協議会定例会で、研 修会を開催し、事業内容や活動報告等、事業の周知を行いました。今年度は、社会資源の開拓を行 い、ボランティアや見学、実習の受入れ協力先として、1 企業連携先の拡大ができました。

ウ 就労支援について

本事業利用者の2名に対して,就労した方については,毎週1回電話にて職場の悩みや仕事への不安に対して助言を行い,就労定着支援を行いました。

就労していない方については、働くことへの意欲喚起を行い、ハローワークや若者サポートステーションへの同行支援を行いました。また、本人の意思を尊重しながら、ハローワークの担当者と連携し、アルバイトの応募を行った結果、アルバイト先が決まりました。

エ 相談支援体制の機能強化について

自立相談支援機関との連携強化を図り対象者の把握に努めた結果, 現段階では就労準備支援事業の利用が難しい方に対して, 今後本事業の利用につながる可能性があるため, 早期から面談に同席し就労のアドバイスを行いました。

その結果, 就労準備支援事業の利用に至った際に予め本人を取り巻く状況の把握ができていたことで, スムーズに支援を行うことができ, 本人との信頼関係を築きやすい状況が作れました。

また,関係機関への周知・啓発を行い,支援のネットワークが広がりました。

オ コロナの影響下での支援について

対面での面談が困難な状況になりましたが、電話やメールでの支援は継続し、感染対策の環境が 整ってからは面談を再開しました。 求人数が減ってきている中で、今までに本事業で開拓した企業やハローワークに情報収集を行い、 必要に応じて対象者へ情報提供を行いました。

(2) 課題

ア 地域での居場所・役割について

「寄ってカフェ」の開催にとどまらず、カフェで相談をされた方に対して、まずは本事業で個別 支援を行い、必要に応じて関係機関につないでいきたいと考えています。また、「ひだまりの会 ー 子どもを思いやる親の会ー」や若者相談センターアサガオの親の会へ参加し、本事業の対象者がい ればつないでもらえるよう情報交換や連携を行っていきたいと考えています。

イ 周知・啓発ついて

就職前の高校・大学における本事業の対象者数の把握や対象者及び学校側のニーズを把握するため、近隣の高校・大学へ定期的な訪問を行い、情報交換や連携を行っていきたいと考えています。

ウ 就労支援について

就労サロンやグループセッション等「働きたい」という思いに対応したプログラムを開催していますが、利用者が少ない状況です。今後、対象者の自己肯定感や社会的な価値等に関してアプローチを行い、既存のプログラムへ見学や参加につながるよう支援を行っていく予定です。

事業利用者の支援において、就労先の事業所へ訪問する等、事業所とも連携を行い、対象者の支援に役立てていきたいと考えています。

エ 相談支援体制の機能強化について

自立相談支援機関の支援対象者に対して、初期段階から面談に入り、2件が本事業の利用につながりましたが、本事業の利用に至っていない支援対象者に本事業のメリット等を適切に伝え、事業利用者の増加に努める必要があると考えています。

また、自立相談支援事業の就労支援担当と就労準備支援事業との役割分担の明確化など体制整備が必要ですが連携しながら就労全般を担うことができればと考えています。

オ コロナの影響下での支援について

対面での支援が難しい状況下における支援方法として、電話やメールに加えて、オンラインでの 面談、面接練習、就労セッションなど、個々に合わせた方法で支援を実施していきたいと考えてい ます。

III 地域まなびの場支援事業(任意事業)の実績

<事業の概要>

まなびの場の環境が十分に用意されていない生活困窮世帯等の子どもが成長する過程において、再び 経済的困窮に至ることを防止するとともに、地域に子どもの居場所を確保することで保護者以外の大人 とのコミュニケーションを通じて社会性や他者との関係性を育むことを目的とし、生活保護受給世帯を 含む生活困窮世帯の子どもを対象とした学習支援、地域の子どもたち及び誰もが集える居場所づくり、 保護者への支援を併せて実施するものです。

(2月27日以降,新型コロナウイルス感染症拡大防止のため,行事はすべて休止しました。)

【図表1 学習支援の実施体制】

| 名称 | 役割 |
|---------|--|
| 学習支援相談員 | (社会福祉法人山の子会の事業担当者)・地域まなびの場支援事業全体の統括・「学習支援」,「居場所」,「養育支援」等の企画・実施・「学習支援」利用希望者の面談,事業の詳細説明 |
| 学習支援員 | (元学校教員, 元塾講師, 学生等) ・「学習支援」の講師 ・「居場所」, 「養育支援」の補助 |

[※]学習支援員が同時に学習支援する生徒数は、1人当たり最大3人以内とする。

1 支援実績

(1) 学習支援

ア 利用申込み

【図表 1-1 利用申込者数及び世帯数】

(人,世帯)

| 区分 | 小学生 | 中学生 | 高校生 | 合計 | 世帯数 |
|------------|-----|-----|-----|----|-----|
| 令和元年度新規申込数 | 3 | 4 | 1 | 8 | 5 |
| 総申込数 | 6 | 8 | 3 | 17 | 10 |

前年度から引き続き、自立相談支援事業及び福祉部生活援護課と事業利用に関する手順を調整し、 円滑に利用登録をすることができました。本年度の新たな利用登録は5世帯8名でした。

イ 実施状況

毎週2回 火曜日 午後4時から午後6時

木曜日 午後4時から午後8時(6月までは午後4時から午後6時)

ウ 利用状況

【図表 1-2 学習支援利用状況】

(人,世帯)

| 区 分 | 開催回数 | 小学生 | 中学生 | 高校生 | 合計 | 世帯数 |
|-----|------|---------|--------|-------|----------|-----|
| 合計 | 93 💷 | 119 (6) | 71 (4) | 0 (0) | 190 (10) | 7 |

※()内は実人数

今年度から学習支援の実施日を火曜日と木曜日の週2日に増やし,7月からは木曜日の実施時間を午後8時までに延長したことで、中学生の利用が増えました。

(2) 子どもの居場所「ひみつきち」

ア 実施状況

毎週1回 金曜日 午後4時から午後6時

イ 利用状況

【図表 1-3 ひみつきち利用状況】

(人)

| 開催回数 | 区分 | 未就学 | 小学生 | 中学生 | 高校生 | その他 | 合計 | 1回あ たり参 加者数 |
|------|-----------|-----|-----|-----|-----|-----|--------|-------------------|
| 46 E | 利用者数 | 196 | 324 | 9 | 29 | 604 | 1, 162 | 25 |
| 46 回 | うち学習支援利用者 | | 15 | 4 | 1 | | 20 | |

ウ 企画内容

【図表 1-4 ひみつきち企画内容一覧】

| | 目的 | 催事名 | 回数 |
|----|--------------------|------------------------|------|
| 1 | 科学への好奇心喚起のために | 宇宙のひみつにチャレンジ | 11 回 |
| 2 | 親子の健康増進のために | キッズ ヨガ | 10 回 |
| 3 | コミュニケーション能力の育成のために | 落語でおしゃべり教室 / 英語落語 | 4 回 |
| 4 | 多世代の交流の場づくりとして | 笑いヨガ / 笑顔教室(近藤友二さんと語る) | 7 回 |
| 5 | 音楽による居場所づくりとして | 山の子音楽隊コンサート / リトミック教室 | 3 回 |
| 6 | 食文化サロンとして | コーヒーのお話 | 2 回 |
| 7 | 郷土への関心増加のために | 芦屋の歴史探検 | 2 回 |
| 8 | 名作映画の鑑賞の場づくりとして | アニメ映写会 | 2 回 |
| 9 | 未就学児,低学年児童の感性の発育 | バルーンアート (折り紙教室とコラボ) | 1 回 |
| 10 | 国際都市・芦屋市民としての世界観育成 | ネパールのラビンドラさんと語る | 1回 |
| 11 | 伝統芸能文化を体験する機会として | 小鼓体験 こつづみポンポン | 1回 |
| 12 | 高校生による自主的な活動とのふれあい | クラーク高校生徒によるワークショップ | 1 回 |
| 13 | 地域と子どもの交流と食育の場づくり | もちつき会(年末) | 1 回 |

【写真1 笑いヨガ】



▲ 参加者同士の交流を図りながら、笑って元気に。

【写真2 キッズヨガ】



▲ 毎回, 子どもたちの元気さが弾けています。

【写真3 小鼓体験 こつづみポンポン】



▲ 日本古来の能の世界を、こつづみの体験を通じて感じました。

【写真4 宇宙のひみつにチャレンジ】



▲ 火星基地の模型を作って、親子で宇宙への関心を高めました。

近隣の店舗、図書館・学校等の施設や近隣の自治会へ協力を依頼し、ポスター掲示やチラシの配架を行い、事業の周知を行いました。

未就学児や小学校低学年の児童とその保護者が比較的多く参加している状況です。また,「ひみつきち」と「子どもと地域の食堂」の両方に参加し,憩いの場として当該施設を利用する小学生や保護者の人数が徐々に増えてきています。

(3) 養育支援

【図表 1-5 相談件数・人数】

| 相談件数 13 件 | 相談人数 | 12 人 |
|-----------|------|------|
|-----------|------|------|

主な相談内容

・子どもの友達との問題 ・子どもと親の関係 ・高校受験における進路や入学試験対策の相談

2 成果と課題

(1) 成果

ア 学習支援について

今年度から学習支援の実施日を週2日に増やし、学習の習慣づけや積み重ねをしやすい環境を整えました。7月からは、木曜日の実施時間を午後8時までに延長したことで、中学生の出席者数が増えました。実施時間の延長にあたっては、利用者へのアンケートでニーズの把握を行いました。

教室では、学校の宿題を中心に、利用者の学力や希望に応じた学習支援を実施し、学習の習慣づけのきっかけとなっています。また、出席の動機づけや学習意欲を育むことを目的に、「あそび」の要素と時間を増やす工夫をしました。

今年度は、高校受験をめざす生徒がいたため、受験勉強等の支援に取り組み、本人からの希望に 応じて、学習支援実施日以外にも個別で学習支援を行いました。

机上の学習以外にも、近隣の人工芝庭園で身体を動かしたあそびや、法人で栽培している野菜の 収穫体験を実施し、子どもにとって学習支援における楽しみの一つとなっています。

学習支援に出席する子ども同士でコミュニケーションを図る姿が見られ、欠席しがちな子どもを 自発的に誘い合う等の行動も生まれ、継続した利用につながりました。

2月末からの新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、すべての行事が休止となったため、その期間中は講師から子どもたちへ励ましの手紙を送ったり、電話で学習や生活状況の把握に努めました。

イ 子どもの居場所「ひみつきち」について

郷土への関心増加、コミュニケーション能力の育成、科学等への知的好奇心の喚起等を趣旨とする催事企画を毎週実施しました。

「ひみつきち」と「子どもと地域の食堂」の両方に参加し、憩いの場として当該施設を利用する 小学生や保護者の人数が徐々に増えてきています。「笑いヨガ」などの企画では、参加者同士の交 歓を促すことができました。

ウ 養育支援について

学習支援の前後の時間を利用し、子どもの様子や世帯状況等の共有を図り、親子関係の悩みや、 高校受験における進路等に関する相談に対応しました。

エ その他

「子どもと地域の食堂」の継続した開催が、「ひみつきち」への参加者の増加につながり始めています。

(2) 課題

ア 学習支援について

不登校や学校への不安を抱えている子どもに対しては、関係機関と連携しながら、これまで以上 に、丁寧にサポートしていく必要があります。

子どもの出席意欲や学習意欲を育む目的から「あそび」の要素を増やしたことで、学習面の深まりを求めることが難しくなりました。個々の子どもの状況に合わせることは大切ですが、教室の運営をさらに工夫していく必要があります。

また、学習指導及び生活指導に経験のある講師の中長期的な確保のため、引き続き近隣の大学等への働きかけを行っていく必要があります。

さらに、今後新型コロナウイスル感染症の流行時期と同様に、活動休止期間が発生した際に、学 習支援を継続するための新たな取組やツールの検討が喫緊の課題となっています。

イ 子どもの居場所「ひみつきち」について

多世代(高齢者,未就学児を含めて)が一緒に参加し,楽しみながら交流を図れるような企画を さらに増やしていく必要があります。

学習支援対象者の参加が少なく、「ひみつきち」にも興味を持ってもらえるよう実施内容を検討します。また、中学生・高校生が参加できるよう、開催時間帯も含め企画面の工夫が必要です。 より多くの子どもに参加してもらえるよう、周知先や周知方法を検討します。

ウ 養育支援について

保護者が気軽に悩みを相談できるよう信頼関係の構築に向け、学習支援相談員から声掛けを行う 等のアプローチを徐々に行っている段階です。関係機関と連携を図り、世帯の状況に応じた支援方 法を検討していきます。

エ その他

事業周知等の協力依頼を通して近隣の自治会との関わりを持つことができましたが、居場所づく りについて協力を得る等の取組へ展開することができませんでした。

「子どもと地域の食堂」,「ひみつきち」の連動性をさらに高め、地域の方の協力を得ながら、 居場所づくりの取組を進めていきたいと考えています。

<参考>

【図表2 子どもと地域の食堂利用状況】

(回,人)

| 実施回数 | 利用者数(延べ人数) | 1回あたり利用者数 |
|------|------------|-----------|
| 86 | 3, 176 | 37 |

※毎週火曜日・金曜日に実施

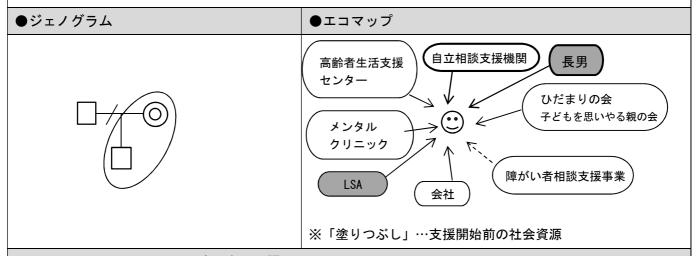
IV 個別事例とその地域課題

(※事例内容は本人が特定されないよう、修正しています。)

事例1『社会的孤立・中高齢のひきこもりの家族への支援』

●事例の概要

- ・本人…70代、女性Aさん。認知症による物忘れや言語が出にくい等の症状があり、仕事を辞めた。
- ・長男…芦屋へ転入後、中学校の時に不登校となり、そのまま自宅に引きこもる。本人(母親)との関係性は良く、頼まれた家事は手伝う。



●インテーク・アセスメント時の本人の課題

【生活歴等】

- ・長男出産後すぐに離婚し、長男は本人の実家で両親(祖父母)と生活することとなる。長男は学校では友達もおり、明るく育つ。
- ・長男が中学生の時に本人との同居のため転校。虐めにあい、次第に休むようになり、その後登校拒否のま ま卒業。
- ・長男は卒業後、食事を一緒に食べることはなかったが、本人への暴力は無かった。次第に夕食を一緒に食べるようにはなったが、本人から話しかけても返事をすることはない。
- ・数年前に本人が入院。その時、長男は一人で生活でき、洗濯物の交換などに病院に行っていた。
- ・長男は、夕食以外は自室でパソコンなどをしながら過ごし、以前は、本人の仕事中に月1度ほど外出。 散髪等もその時に済ます。
- ・最近は外出している様子はうかがえない。家事は、本人が「頼む」と手伝ってくれる。

●支援の方向性

- 本人が仕事を辞めたことで経済的困窮状態となっているため、生活費の確保を検討する。
- ・本人の認知症による物忘れ等も進行しているため、今後の生活について相談したいことを伝え、長男に本 人の通院同行などを依頼し、かかわりを持つよう支援していく。

| ●支援経過 | ●支援プラン |
|--|---|
| H27.9 初回訪問。本人から長男に相談員の訪問があることを伝えてもらっていたが、会えず。置手紙を渡す。その後も月1回程度、訪問し置手紙を渡す。 | ・長男への支援として訪問を希望。定期訪問することとした。 |
| H28.10 本人が仕事を辞めたため、経済的に困窮。腹痛があり受診するも異常なし。本人の今後の生活への不安が増す。 | |
| H29.2 本人と、長男支援のプランを作成。外出機会を作ること、家庭内での役割を作ることをプラン内容とする。その後、事例検討会等で支援方針を協議した。 | ・長男に外出を促すため、家庭 内での役割を依頼するプラ ン作成 |
| H29.3 本人が長男に米の購入を依頼したところ、買いに行ってくれた。家事は本人が頼むとしてくれるが、進んでやってくれることはない。 | ・家庭内で長男の役割を担うは たらきかけ |
| H29.12 本人が「物忘れがひどい」と受診希望。市内の病院の一覧を渡す。 その後病院受診。「認知症の一歩手前」と言われ、服薬を開始した。仕事を 開始するなど、状況の変化がある。 | |
| H30.1 毎月定期訪問し、本人と面談する。長男は自室にいるのかわからないほど物音ひとつない様子。その後も訪問を継続し置手紙をするも、長男は変化なし。 | ・定期訪問の継続 |
| H31.4 それまでの訪問支援をやめ、本人とセンターでの面談をし、長男へのメッセージを渡す形に変更した。 他の同様の悩みを持つ親との合同面談を開始。意見交換や情報共有などができ、相談員との相談だけではないつながりができた。 本人の認知症の症状が進み、見当識障がいなどが出始める。 | ・長男の許可がない「長男支援 のための訪問」を取り止め た。 ・本人の認知症が進行したた め、本人支援を検討。 |
| 本人の認知症の症状が遅み、兄ヨ識障がいなどが出始める。 R1.11 本人を含めた合同面談をきっかけに、中高齢ひきこもりの子どもを | ・親の会を通して、長男のひき |
| もつ親の会「ひだまりの会-子どもを思いやる親の会-」を立ち上げる。 | こもりに対しての家族支援 |
| 芦屋市地域発信型ネットワークにおける地域ケアシステム検討委員会において事例検討。高齢者生活支援センター職員にも関わってもらい、本人との関係性を構築。受診同行など支援介入。 | を進めた。 |
| ●士垣の弘田 | |

●支援の効果

- ・ひきこもりの子どもを持つ親への個別面談から、親の会を立ち上げるきっかけとなり家族支援へと展開することができ同じ悩みを持つ親同士の交流の場を作ることができた。参加者は専門職による支援だけでなく、感情を共有できる人と交流することができている。
- ・親世代の高齢化により世帯の経済状況が深刻化、親の体調不良や病気などが現れてくる時期であり、高齢者 生活支援センターに関わってもらうことにより、早い段階から専門職とつながることができ支援につながっ た。

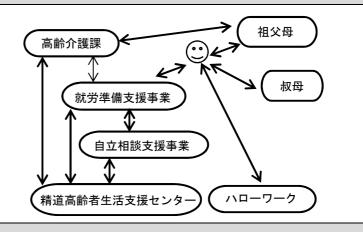
●支援を通じた地域課題等

- ・ひきこもりの子どもを持つ親や家族が潜在化していると考えられる。今まで世帯を支えてきた家族が支えられなくなる状況が地域の中で表面化し、相談窓口につながるには時間がかかる。親の会ができたことで相談 支援の受け皿の機能も果たせるであろうと考えるが周知啓発に取り組むことが課題である。
- ・地域で福祉意識の高い住民は困りごとを抱えている世帯を気にかけ、知っている場合が多い。しかし適切な相談先が分からず、また相談先を伝えることで関係性が壊れることを危惧し紹介できない場合も多い。日常の地域活動の中で相談窓口を周知できる取り組みを地域住民とともに考える必要がある。

●事例の概要

・本人…30代女性。高校卒業後無職。両親とは別居。父親は精神疾患があり、本人養育時に虐待があった ため、幼少期より祖父母宅に引き取られ養育される。

●エコマップ



●インテーク・アセスメント時の本人の課題

【生活歴等】

- ・本人幼少期に父より虐待を受けたため、祖父母宅に引き取られ養育される。
- ・中学時代より不登校、人間関係を構築する機会や社会に触れることが少なかった。
- ・情報は主にインターネットから得ており、本人の経験談や人から聞いた話はほとんど出てこない。
- ・高校在学中から進路に迷い現在も将来の方向性を決めることができていない。
- ・祖母の介護のため、近くに住む叔母が祖父母宅へ出入りしており、本人が就労していないこと等の生活状況を注意されたことで、叔母ともみ合いになり、制止しようとした祖父を突き飛ばし虐待通報となった。

●支援の方向性

- ・就労に向け、基礎となる日常生活リズムの確立と体力づくりを行う。
- ・生活基盤を整えながら、社会資源(ハローワーク等)を活用した求職支援を行う。

| ●支援経過 | ●支援プラン |
|--|------------|
| R1.8中旬 初回面談。本人より「早く働きたい。」との意向を聞く。 | ・定期面談 |
| | ・生活リズムを整える |
| R1.8下旬 本人とハローワークへ訪問。本人は、初めてのハローワーク | ・定期面談 |
| への訪問に対し、不安と興味が交錯していた。 | ・ハローワークに行く |
| 相談員よりハローワークにて求人情報誌などを閲覧できることを案内するが、本人は、興味を示さなかった。その後、本人が検索機に興味を示し、求人を検索した。 | |
| 本人が、いくつかの求人に興味を持ち印刷していたが、業務内容ではなく企業のネイムバリューで選んでいる様子であった。 | |
| R1.9 本人が、求職登録し、求人検索して応募すると目標を立てたため、 | • 定期面談 |
| 再度ハローワークへ訪問した。 | ・就職活動に取り組む |
| ハローワーク「わかもの相談」で、約1時間費やしたため、疲れている 様子であった。 | |

| ●支援経過 | ●支援プラン |
|---|-------------------------------------|
| R1.10 ハローワークにて求職活動(同行支援)。「わかもの相談」にて、アルバイトから始めて、就労に対して体を慣らしてから、正社員を目指す方向性を提案され、本人もそのことに納得する。本人は、当初面談に対して、嫌悪感や不安があったようだが、予定しているものは、断らず行くことができている。ハローワークで紹介があった100円均一のアルバイトに応募したが、条件面で折り合いがつかず不採用となった。 | ・定期面談 ・求職活動に取り組む ・求人に応募する |
| R1.11 本人と支援プランを作成し、正式に本事業の利用を開始する。 本人単独でハローワークにて求職活動を行う。接客等の対面以外の仕事を希望したため、物流倉庫のアルバイトを紹介され、応募した。 本人より、面接当日まで毎日相談員に連絡があり、不安の訴えが聞かれるため、相談員から不安を取り除くような励ましや面接のアドバイスを行った。 R1.11 下旬 本人より物流倉庫のアルバイトが採用となった旨連絡あり。 | ・定期面談 ・求職活動に取り組む ・求人に応募する |
| R1.12 本人にとって初めての就労が開始。企業からは、軽作業から始めて 仕事に慣れていってもらい、将来的には正社員を目指してほしいと期待をか けられる。 R1.12 本人より初めての就労に対しての相談。面談時に、本人より精神的、 肉体的に辛いので辞めたいと相談があったが、声や表情は明るく感じたた め、もう少し就労継続してみるよう助言を行った。 | ・就労開始 ・定期面談 |
| R2.2 本人から電話にて、就労についての相談があった。本人の声が沈んでおり、精神的に疲弊しているようだったため、相談員より、就労に対して精神的にしんどさを抱えているのならば、一度退職して求職活動を仕切り直すという選択もあることを伝える。 その後、本人が企業へ退職を申し出た(就労期間:3か月)。 | ・新型コロナウイルス感染拡 大防止のため電話にて様子 確認 |
| R2.3 本人より「早く新しい就労先を探したい」と前向きな発言があったが、相談員より、焦らずに長続きできる仕事を探した方が良いと助言を行い、本人もそれに対し理解を示された。 本人は、初めての就労を3か月やり遂げ、精神的に疲労しているため、求職活動は一時中断し、3か月間の就労体験の振り返りを行い、次の就労につながるよう、支援方針を検討する。 | ・新型コロナウイルス感染拡 大防止のため電話にて様子 確認 |

●支援の効果

- ・悩みごとの傾聴などコミュニケーションの積み重ねによって、本人と相談員の間に信頼関係が構築され、 相談員の助言等を聞き入れてもらえるようになった。
- ・本人の頭の中で少しずつ将来を描けるようにし、実際どのように行動に起こせば良いか分からないところを具体的に支援した。
- ・本人のペースに合わせて支援を行うことで、アルバイト就労につながり、本人にとって就労を経験した ことは、貴重な経験になったと考えている。

●支援を通じた地域課題等

- ・本人は、家の中で孤立状態になっているため、相談員以外に困りごと等を発信できる場所がない。今後 は相談員以外にもつながりが持てるよう居場所等を紹介し仲間づくりの支援を行う。
- ・本ケースのように、他機関で関わっているケースの家族に、本事業の潜在的な対象者がいることが考えられるため、他機関と連携を強化し、対象者の発掘・把握をする必要がある。

V 事業推進体制

1 芦屋市生活困窮者自立支援推進協議会

参考資料 1 「芦屋市生活困窮者自立支援推進協議会設置要綱」に基づき設置

<目的>

生活困窮者が抱える多様で複合的な問題について、関係機関等が連携し、情報共有を行うとともに、 支援に必要なネットワークを構築するため。

<設置日>

平成 28 年 1 月 18 日

<構成員>

参考資料 2「生活困窮者自立支援推進協議会委員名簿」を参照

<開催日>

第1回

令和元年 7 月 16 日 (火) 午後 1 時 30 分~3 時 30 分

第2回

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により資料送付のみ実施(会議は中止)

<協議内容>

第1回

- 1 報告
 - (1) 各事業における平成30年度の実績報告及び令和元年度の取組について
 - ア 自立相談支援事業
 - イ 就労準備支援事業
 - ウ 地域まなびの場支援事業
- 2 協議
 - (1) 庁内連携体制の強化について
 - ア 生活援護課との連携について
 - イ 収納所管課との連携について
 - (2) 家計に関する相談について
- 3 その他

第2回

- 1 報告
 - (1) 各事業における令和元年度の取組状況について
 - ア 自立相談支援事業
 - イ 就労準備支援事業
 - ウ 地域まなびの場支援事業
 - (2) 自治体コンサルタントサービスを受けての取組への反映について
 - (3) 社会とのつながりの創出に向けた取組について
 - (4) 地域発信型ネットワークの取組状況について

<協議結果>

第1回

生活困窮者に対する就労支援について、障がいのない人への就労支援強化やハローワーク西宮との 連携等、就労支援の組み立て方を自立相談支援事業、就労準備支援事業で検討する必要があると助言 をいただきました。

中高年層のひきこもり支援について、自立相談支援事業や就労準備支援事業においてできる支援方法について検討する必要があります。

また、生活援護課から自立相談支援事業へのつなぎをはじめ、庁内連携の強化について、引き続き課題であると再認識しました。

就労準備支援事業については、「社会に帰属している」という認識を持つことができる就労場所の 開発の必要性が示されました。

第2回

なし

2 総合相談連絡会

<目 的>

総合相談連絡会は、保健福祉センター開設時から本センター内の各種相談窓口の機関を対象に開催 しており、「総合相談窓口」で受けた相談内容の報告と対応の確認を行っています。また、各種相談 窓口の担当者間の意思疎通を図る役割も担っています。

また、令和元年度には地域まなびの場支援事業担当者に定例出席を依頼し、連携を図っています。 <実施状況>

開催日:毎月第2金曜日 午後4時~5時

参加機関:12機関(福祉センター、保健センター、家庭児童相談室、特別支援教育センター、福祉部地域福祉課、高齢者生活支援センター、阪神南障がい者就業・生活支援センター、就労準備支援事業、障がい者相談支援事業、権利擁護支援センター、社会福祉協議会、若者相談センター、地域まなびの場支援事業)

<令和元年度の成果と課題>

成果

- ・新たに参加者が増えたことにより、事業内容の共有や支援者間のつながりを作ることができました。
- ・従来通り、総合相談窓口で受けた相談内容を各機関と共有し、その後の対応や支援内容などを確認することができました。
- ・参加者から講演会や研修などのチラシを配布いただき、情報共有することができました。

課題

・つなぎ先の機関で、総合相談連絡会での確認時に、本人へのアプローチができていなかったケースについて、その後の確認ができていないことがあり、連絡会後もしっかり確認する必要があると考えています。

3 事例検討会

<目 的>

相談対応において精神疾患や発達障がい、依存症のアセスメントや支援方法で迷うことが多いため、 学識経験者やケースに携わっている関係機関とケースの方向性や振り返りを行う場として設置してい ます。

く実施状況>

開 催 日: 奇数月 (平成 27 年 11 月~)

参加者: 阪田 憲二郎先生(神戸学院大学教授)・社会福祉協議会・福祉部地域福祉課・就労準備支援事業・事例に携わる関係機関

<令和元年度の成果>

成 果

- ・主に、ひきこもりの方や長期間就労していない方へのアプローチ方法などについて事例に基づき検討しました。支援が長期間かつ支援が前進しないことが多く、支援者のケースに対する心理的負担が大きくなりますが、ひきこもりの方や社会的孤立の支援では、関わり続けることが大切であるとアドバイスをいただくことができ、支援者間で共有することができました。
- ・「ひだまりの会 -子どもを思いやる親の会-」の運営に関しても、あまり焦ることはなく定期的 に開催していくことが大切であると確認することができました。

課 題

- ・相談に結び付いていない方に関して、どのようなアプローチ方法が効果的なのか事例を通して検討する必要があります。個別事例からの共通課題を把握し、具体的な取り組みを検討する必要があります。
- 4 阪神 7 市・篠山市生活困窮者自立支援制度担当者会

<目的>

生活困窮者が抱える多様な複合的な問題について、尼崎市・西宮市・芦屋市・伊丹市・宝塚市・川西市・三田市・丹波篠山市における市が連携し、情報の共有、職員の資質向上及び支援に必要なネットワークの構築を行うことで生活困窮者自立支援制度の円滑な運営と発展を図る。

<開催日>

第1回(担当者会)

令和元年8月1日(木)午後3時~5時

第2回(研修+担当者会)

令和 2 年 3 月 6 日 (金) 午後 3 時 30 分~5 時 30 分

<協議内容>

第1回

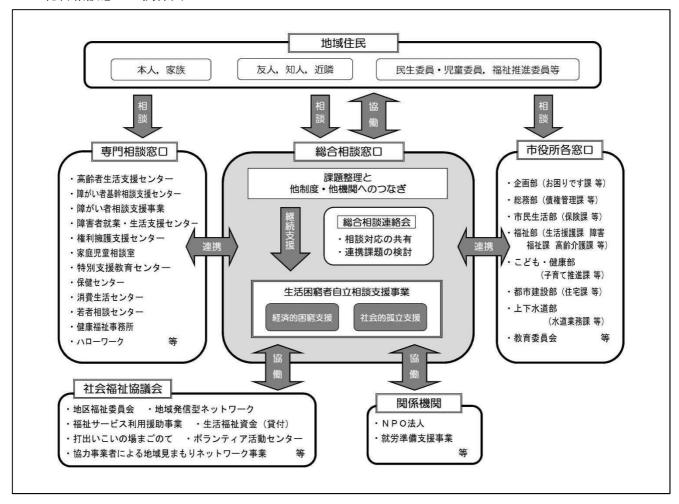
- 1 今年度の事業に関する研修内容と開催方法について
- 2 各市からの提案による議題についての情報交換など
 - (1) 支援が滞留・長期化している人をどう終了へ結びつけるか (尼崎市)

- (2) スクリーニング・アセスメントの精度、支援中断に対する終結の取扱い、住居確保給付金の事務について(西宮市)
- (3) こどもの貧困問題の取組、アウトリーチや出張相談等の頻度、ひきこもり問題、他課との連携について(川西市)
- (4) 支援会議の設置状況等について(三田市)

第2回

- 1 専門家による講話
 - (1) 家計改善支援事業について
 - (2) 治療と就労の両立支援について
- 2 各市が抱える課題について(意見交換)

5 総合相談窓口の関係図



(第3次芦屋市地域福祉計画より抜粋)

VI その他

1 広報啓発

(1) 広報誌等

令和元年4月 社協だより

令和元年7月 福祉センターだより

令和元年7月 社協だより

令和元年 10 月 社協だより

令和元年12月 あしやねっと(寄ってカフェについて)

令和2年1月 社協だより

令和2年1月 ためまっぷ(寄ってカフェについて)

(2) 広報物作成

令和2年2月 総合相談窓口チラシ作成

(3) 説明会等

令和元年4月 生活困窮者自立支援制度 居宅介護支援事業所職員向け説明会

令和元年 6 月 生活困窮者自立支援制度 芦屋市職員・関係機関新任・移動職員向け研修会

令和元年8月 生活困窮者自立支援制度 高齢者生活支援センター連絡会

令和元年9月 生活困窮者自立支援制度 芦屋市人権教育推進協議会

令和元年9月 生活困窮者自立支援制度 芦屋市民生児童委員協議会

令和元年 11 月 生活困窮者自立支援制度 権利擁護支援者養成研修

令和元年 12 月 生活困窮者自立支援制度 兵庫県ひきこもり総合支援センター職員向け説明会

2 近隣市との情報交換会等

令和元年4月 第60回就業支援団体連絡会(就労準備支援事業受託事業所が参加)

(実施自治体: 箕面市, 神戸市, 尼崎市, 芦屋市, 伊丹市, 川西市, 泉佐野市)

令和元年 5 月 第 61 回就業支援団体連絡会

令和元年 6 月 第 62 回就業支援団体連絡会

令和元年 8 月 第 64 回就業支援団体連絡会

令和元年 8 月 阪神 7 市·篠山市生活困窮者自立支援制度担当者会

令和元年9月 第65回就業支援団体連絡会

令和元年 10 月 第 66 回就業支援団体連絡会

令和 2 年 3 月 阪神 7 市·篠山市生活困窮者自立支援制度担当者会

3 職員研修

令和元年5月 債権管理課·保険課研修 令和元年6月 生活困窮者自立支援事業に関する研修会 令和元年7月 生活困窮者自立相談支援事業従事者養成研修 令和元年8月 生活困窮者自立支援制度兵庫県人材育成研修 令和元年8月 生活困窮者自立相談支援事業従事者養成研修 生活困窮者自立支援制度シンポジウム 令和元年8月 (主催:一般社団法人 京都自立就労サポートセンター) 令和元年9月 ギャンブル依存症支援者研修 令和元年 10 月 子どもの居場所づくり交流会 2019 (主催:公益財団法人兵庫県青少年本部) 令和元年 11 月 ひきこもり問題の理解促進と支援力向上のための研修会 令和元年 11 月 法テラス兵庫地方協議会 令和元年 11 月 第6回生活困窮者自立支援全国研究交流大会 (主催:一般社団法人 生活困窮者自立支援全国ネットワーク) 生活困窮者自立相談支援事業従事者養成研修 令和2年2月

4 視察対応

令和元年 12 月 広島県尾道市議会視察対応 令和 2 年 1 月 宮城県石巻市議会視察対応 令和 2 年 1 月 三重県伊勢市視察対応 令和 2 年 2 月 神奈川県大和市議会視察対応

VII参考資料

1 生活困窮者自立支援推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 生活困窮者が抱える多様で複合的な問題について、関係機関等が連携し、情報共有を行うとともに、支援に必要なネットワークを構築するため、芦屋市生活困窮者自立支援推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

- 第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。
 - (1) 生活困窮者支援に係る情報共有に関すること。
 - (2) 生活困窮者支援に係る社会資源の活用、就労の場の開拓、社会参加の場づくり等に関すること。
 - (3) 生活困窮者支援の推進を図るためのネットワークの構築に関すること。
 - (4) その他設置目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織)

- 第3条 協議会は、委員20人以内で組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。
- (1) 学識経験者
- (2) 司法関係者
- (3) 保健, 医療関係者
- (4) 商工, 労働機関関係者
- (5) 権利擁護支援センター関係者
- (6) 地域包括支援センター関係者
- (7) 障がい者基幹相談支援センター関係者
- (8) 若者相談関係者
- (9) 福祉団体関係者
- (10) 行政関係者
- (11) その他市長が必要と認めた者

(任期)

- 第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

- 第5条 協議会に会長及び副会長を置く。
- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

- 4 副会長は、委員のうちから会長が指名する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。 (会議)
- 第6条 協議会は、会長が招集し、その議長となる。
- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴取するほか、資料の提出を求めることができる。

(専門部会)

- 第7条 協議会は、特定の課題について、専門的に協議する必要があると認めるときは、専門部会を置くことができる。
- 2 専門部会の部会員は、会長が指名する。
- 3 各専門部会には、それぞれ部会長及び副部会長を置く。
- 4 部会長は、会長が指名する。
- 5 部会長は、専門部会を主宰する。
- 6 副部会長は、部会員のうちから部会長が指名する。
- 7 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 8 専門部会において、部会長が必要と認めるときは、部会員以外の者の出席を求め、意見を聴取する ほか資料の提出を求めることができる。
- 9 専門部会は、協議会から付託された事項について協議し、その結果を協議会に報告する。 (庶務)
- 第8条 協議会の庶務は、地域福祉に関する事務を所管する課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。 附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行後、最初に委嘱又は任命された委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成2 9年3月31日までとする。

2 令和元年度 芦屋市生活困窮者自立支援推進協議会委員名簿

| 区分 | 所属 | 氏 名 |
|--------------------------|-------------------------------|--------|
| 学識経験者 | 日本福祉大学社会福祉学部 教授 | 平野隆之 |
| 司法関係者 | タクト法律事務所 弁護士 | 吉田 督 |
| | 芦屋市医師会 理事 | 宮﨑を雄 |
| 保健及び医療関係者 | 兵庫県芦屋健康福祉事務所 地域保健課地域保健専門員 | 川部 博子 |
| 商工,労働機関関係者 | 西宮公共職業安定所 職業相談部門統括職業指導官 | 東岡浩一 |
| | 阪神南障害者就業・生活支援センター 主任就業支援担当 | 藤川喜正 |
| 芦屋市権利擁護支援センター 関係者 | 権利擁護支援センター長 | 脇 朋美 |
| 芦屋市地域包括支援センター 関係者 | 精道高齢者生活支援センター 基幹的業務担当主査 | 針山 大輔 |
| 芦屋市障がい者基幹相談支援 センター関係者 | 障がい者基幹相談支援センター長 | 三芳 学 |
| 若者相談関係者 | 芦屋メンタルサポートセンター長 | 杉江 東彦 |
| 福祉団体関係者 | 芦屋市社会福祉協議会 事務局長 | 園田 伊都子 |
| | 芦屋市民生児童委員協議会 朝日ケ丘ブロック長 | 倉内 弘子 |
| 行政 | 福祉部長 | 安達 昌宏 |

3 つながるあしや、福祉なんでも相談 総合相談窓口

令和元年度 芦屋市生活困窮者自立支援制度に関する事業実績報告書作成にかかる事務局

| 氏 名 | 所 属 |
|--------|-------------------------------------|
| 三谷 百香 | |
| 黒田 樹里 | 芦屋市社会福祉協議会 |
| 田中 美波 | |
| 中野 美智子 | |
| 藤川喜正 | 】社会福祉法人 三田谷治療教育院 」(就労準備支援事業受託機関) |
| 佐藤 久愛 | |
| 若林 伸和 | 社会福祉法人 山の子会 |
| 楠 正暢 | (地域まなびの場支援事業受託機関) |
| 吉川 里香 | |
| 中山 裕雅 | - 福祉部地域福祉課 |
| 亀岡 菜奈 | T田T止口りとじょる、T田T止は木 |
| 横道 紗知 | |

令和元年度

芦屋市生活困窮者自立支援制度に関する事業実績報告書

令和 2 年 11 月

発 行 芦屋市

〒659-8501

兵庫県芦屋市精道町7番6号

TEL 0797-38-2040

FAX 0797-38-2060

ホームページ http://www.city.ashiya.lg.jp/

編 集 芦屋市福祉部地域福祉課